

政府機関等における耐量子計算機暗号（PQC）利用に関する
関係府省庁連絡会議・連絡会議幹事会 運営要領（案）

政府機関等における耐量子計算機暗号（PQC）利用に関する関係府省庁連絡会議（以下「会議」という。）及び政府機関等における耐量子計算機暗号（PQC）利用に関する関係府省庁連絡会議幹事会（以下「幹事会」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会議及び幹事会は、非公開とする。
2. 会議及び幹事会の議事要旨は、原則として公開する。ただし、議長が特に必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。
3. 会議及び幹事会で配布された資料は、原則として公開する。ただし、議長が特に必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。